

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	3-3
処分の種類	看護師等確保推進者の変更命令			
根拠法令条例 等・条項	看護師等の人材確保の促進に関する法律第12条第5項			
処分の概要	看護師等確保推進者の変更命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難であるため)</p> <p>【参考】看護師等の人材確保の促進に関する法律第12条5 都道府県知事は、看護師等確保推進者が第2項に規定する職務を怠った場合であって、当該看護師等確保推進者に引き続きその職務を行わせることが適切でないと認めるときは、第1項に規定する病院の開設者に対し、期限を定めて、その変更を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠				